

第3次大崎市総合計画策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

第3次大崎市総合計画策定支援業務

(2) 業務の目的

本業務は、第3次大崎市総合計画基本構想（計画期間：令和9年度から令和18年度まで）及び前期基本計画（計画期間：令和9年度から令和13年度まで）を策定するに当たり、その支援を行い、効果的に策定作業を進めることを目的に実施する。

(3) 業務内容

別紙「第3次大崎市総合計画策定支援業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月17日まで

(5) 提案上限額

提案上限額については、2年間総額で24,068千円（税込）とする。

ただし、各年度における支払い限度額は次のとおりとする。

令和7年度	14,440千円（税込）
令和8年度	9,628千円（税込）

※本金額は本プロポーザルのために設定した限度額であり、契約金額ではない。

2 プロポーザル方式採用理由

価格のみによる競争では目的を達成できない業者が選定されるおそれがあることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価した上で、受託候補者を選定するため。

3 実施形式

公募型プロポーザル

4 参加資格

(1) 必要な参加資格

次のアからケまでのいずれにも該当しないものであること。なお、資格要件確認のため、関係機関に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人または個人。

エ 暴力団または暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人または個人。

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目

的をもって、暴力団または暴力団員を利用している法人または個人。

カ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他財産上の利益を不当に提供し、または便宜を供与する等、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している法人または個人。

キ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人または個人。

ク 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人または個人。

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人等。

(2) 参加資格を有する者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

ア 令和 7・8 年度建設関連業務競争入札参加資格承認者名簿、または大崎市物品調達等に係る競争入札参加登録簿（管理業務）に登録されている者であること。

イ 参加表明書の提出期限から審査完了の日までの期間において、大崎市競争入札参加登録事業者等指名停止要領（平成 18 年大崎市告示第 23 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

ウ これまでに他自治体で類似業務の受託実績を有する者であること。

エ 宮城県内に本店、支店または営業所を有し、本市の求めに応じて速やかに大崎市内の指定する場所に来訪することが可能な者であること。

オ 参加表明書提出期限の日以降において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）ではないこと。

5 募集内容

(1) 募集方法

市公式ウェブサイトで公募する。

(2) 参加表明に係る質問の受付

ア 提出書類

質問回答書（様式第 4 号）

イ 受付期間

令和 7 年 6 月 5 日（木）午前 9 時 ～ 令和 7 年 6 月 13 日（金）午後 5 時

ウ 提出方法

大崎市市民協働推進部政策課政策企画担当（seisaku@city.osaki.miyagi.jp）あて電子メール ※word データで送付すること。

エ 回答方法

市公式ウェブサイトで随時公開する。

(3) 申込の受付

ア 提出書類

（ア）参加表明書（様式第 1 号）

（イ）会社概要書（様式第 2 号）

（ウ）業務実績書（様式第 3 号）

※本業務との関連がある業務は必ず記載すること。

(エ) 参加資格確認結果の通知に係る返信用封筒（１１０円切手貼付）

イ 申込期間

令和７年６月１８日（水）午前９時～令和７年６月２４日（火）午後５時

ウ 提出方法

持参または郵送とする。

持参の場合、土日及び祝日を除き、各日午前９時から午後５時までを受付時間とする。なお、郵送の場合、配達証明付書留郵便とし、提出期間内での必着を有効とする。配達証明付書留郵便以外での郵送は受け付けない。

エ 提出場所

大崎市市民協働推進部政策課政策企画担当（大崎市役所本庁舎３階）

(４) 参加資格確認結果の通知

ア 通知期日

令和７年６月３０日（月）

イ 審査方法

参加資格に沿って参加資格要件を確認する。

ウ 通知方法

(ア) 郵送による通知（発送）とする。

(イ) 参加資格を満たしていることを確認した応募事業者については、参加資格確認通知、企画提案書の提出要請書を送付する。

(ウ) 参加資格が認められなかった応募事業者に対しては、参加資格が認められなかったこと及びその理由を書面で通知する。通知を受けた応募事業者は、書面でその理由について説明を求めることができる。

(５) 企画提案に係る質問の受付

ア 提出書類

質問回答書（様式第４号）

イ 受付期間

令和７年６月３０日（月）午前９時～令和７年７月７日（月）午後５時

ウ 提出方法

大崎市市民協働推進部政策課政策企画担当（seisaku@city.osaki.miyagi.jp）あて電子メール※wordデータで送付すること。

エ 回答方法

市公式ウェブサイトですぐ公開する。

(６) 企画提案書の受付

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（任意様式）

企画提案書の作成に当たっては、別紙「第３次大崎市総合計画策定支援業務仕様書」及び「評価基準」（P６参照）を踏まえるとともに、以下に留意すること。

- ・様式はWord、PowerPoint等で作成し、文字サイズ１１ポイント以上、表紙・目次を含まずにページ番号を付けること。
- ・ページの上限は３０ページで、基本はA４サイズ横（片面）で１ページとし、A３サイ

ズ（片面）の場合は2ページ（両面の場合4ページ）としてカウントする。

①第3次大崎市総合計画（前期計画）の策定支援に関すること（参考：仕様書5（1））

- ・総合計画と総合戦略の一体化方法について、具体内容を提案すること。
- ・地方創生に関する最新情報や国などの動向・指針等、社会情勢を踏まえた提案とすること。
- ・新たな計画の目標設定、評価検証方法についても、具体内容を提案すること。

②現計画の評価、検証、課題の整理に関すること（参考：仕様書5（2））

- ・市民意識調査及び行政評価等の結果並びに総合戦略で設定した指標の達成度等を基に現計画の評価について、方針内容を説明すること。

（※過去の市民意識調査及び行政評価等の内容は、市公式ウェブサイトに掲載している）

③意見集約に関すること（参考：仕様書5（3）④）

- ・市内高等学校に通学する高校生を対象としたタウンミーティングは、必須業務とするため具体内容を提案すること。

（※過去のタウンミーティング開催状況は、市公式ウェブサイトに掲載している）

- ・女性、若者、子育て世代等、様々な世代を対象とした意見聴取方法や参画の手法について、具体内容を提案すること。

④総合計画の編集デザインに関すること（参考：仕様書5（7））

- ・市民が親しみやすいデザインについて、具体内容を提案すること。

（イ）実施体制（様式第5号）

（ウ）業務工程表（任意様式）

（エ）参考見積書及び明細書（A4サイズ、縦横問わない）

（オ）審査結果の通知に係る返信用封筒（110円切手貼付）

イ 提出期間

参加資格確認結果通知の到着した日から令和7年7月28日（月）まで

ウ 提出方法

持参または郵送とする。

持参の場合、土日及び祝日を除き、各日午前9時から午後5時までを受付時間とする。なお、郵送の場合、配達証明付書留郵便とし、提出期間内に必着することを有効とする。配達証明付書留郵便以外での郵送は受け付けない。

エ 提出場所

大崎市市民協働推進部政策課政策企画担当（大崎市役所本庁舎3階）

オ 提出部数

正1部、副10部、CD-RまたはDVD-R（Word、PowerPoint等）を1枚とする。

正1部には申請者名を記載し、副10部には申請者名等、申請者が分かるような記載はしないこと。なお、提出後の差替えは原則認めない。

（7）その他の留意事項

ア 本プロポーザルに係る書類の作成に関する費用は、応募事業者の負担とする。

イ 提出された書類は、本プロポーザルに係る業務に使用する場合に限り、必要に応じて複写する場合がある。

ウ 書類の提出期限後において、書類の追加・修正・変更等は認めないものとする。ただし、審査

に必要と認められる場合は、資料の追加提出を求めることがある。

エ 提出された書類は、審査の結果に関わらず一切返却しない。

オ 提出された書類は、提案者の承諾なしに他事業者に提供しない。

カ 提出された書類については、提案者の承諾なしに他に利用することはない。

7 審査概要

(1) 審査委員会

ア 第3次大崎市総合計画策定支援業務公募型プロポーザル審査委員会

イ 委員構成 6名

公立大学法人宮城大学教授

総務部長

市民協働推進部長

産業経済部長

市民協働推進部政策課長

市民協働推進部まちづくり推進課長

ウ 内容

評価基準に基づき、提案者から提出された書類及びプレゼンテーションの内容について、提案評価、価格評価及び業績評価の3つの観点から総合的に評価を行い、総合評価点の高いものから順に優先交渉権者及び次点候補者とする。

【 評 価 基 準 】

◎下記の【評価基準】に基づき、次の５段階で評価するものとする。

- A：非常に適している（配点×１．０）
 B：やや適している（配点×０．８）
 C：標準的に適している（配点×０．６）
 D：やや課題がある（配点×０．４）
 E：課題がある（配点×０．２）

１．提案評価（委員１人当たり）

評価項目		評価の着目点・判断基準	配点	参考資料
業務実施体制 【１０点】	実施体制 【１０点】	ノウハウを活かし、業務の適正な履行が可能な業務執行体制となっているか。	１０	実施体制 (様式第５号)
企画提案 【９０点】	第３次総合計画 (前期計画) の策定支援 【３５点】	総合計画と総合戦略を一体化する方針・考えは明確かつ適切か。	１５	企画提案書 (任意様式)
		地方創生に関する最新情報や国などの動向・指針等、社会情勢を踏まえた提案となっているか。	１０	
		本市の地域特性を十分に考慮し、これまでの計画の評価及び検証結果に対する積極的な助言やノウハウの提供、きめ細やかな支援を得ることができるか。	１０	
	現計画の評価、検証、課題の整理 【１５点】	課題の整理分析に関して効果的な実施方法、新たな目標設定・取組方針が具体的かつ分かりやすく提案されているか。	１５	企画提案書 (任意様式)
	基礎調査の検討、実施及び分析 【３０点】	人口の変化が地域の将来に与える影響を的確に分析し、目指すべき将来の方向及課題の抽出までのプロセスが明確に提案されているか。	１５	企画提案書 (任意様式)
		女性・若者の意見を取り入れる方法や参画の手法等、今後の地方創生の取り組みの視点となる意見集約が可能な提案となっているか。	１０	
		集約した意見の整理分析、対応方針は明確かつ適切か。	５	
	その他支援 【１０点】	分かりやすく市民に伝わる計画書案の本編・概要版の構成や体系、デザインについて、策定に携わった自治体の事例等を踏まえて具体的に提案されているか。	１０	企画提案書 (任意様式)
小 計 ①			１００	

※企画提案書等に【評価基準】に基づく記載がなく、かつプレゼンテーションにおいても説明がない、または説明内容が実施要領に合致せず、かつ代替案の説明もない評価項目は０点とする。

2. 価格評価（1 提案者当たり） ※事務局で評価を行う

評価項目	評価方法	配点	参考資料
見積金額 【50点】	最低価格の者を50点とし、次点以降は50点に最低価格を当該価格で除したものを乗じ算出。 (小数点以下は、四捨五入) 【例】最低価格100万円、次点120万円の場合 50点×(100万円÷120万円) =41.666÷42点	50	参考見積書及び明細書 (A4サイズ、縦横問わない)
小 計 ②		50	

3. 業績評価（1 提案者当たり） ※事務局で評価を行う

評価項目		評価方法	配点	参考資料
業務遂行能力 【10点】	業務実績	過去3年間の業務実績件数に応じて、【評価基準】を適用し算出。	10	業務実績書 (様式第3号)
小 計 ③			10	

合 計 点				
<u>小計 ①</u> × <u>6委員</u> + <u>小計 ②</u> + <u>小計 ③</u> = <u>660</u>				

(2) 審査会（プレゼンテーション）の内容

ア 実施日時及び場所

日時：令和7年8月25日（月）（変更する場合は別途連絡）

場所：大崎市役所（詳細は別途連絡）

イ 出席者

1 提案者3名以内とし、オンライン参加は不可とする。

ウ 実施時間

1 提案者につき30分程度（提案説明20分以内、審査委員から提案者への質疑と応答10分程度）

※事前準備、片付けに係る時間は含まない。

エ プレゼンテーションの順番

企画提案書を提出した順番とする。

オ 準備物等

（ア）プロジェクター、スクリーン及びHDMIケーブルは市で準備する。

（イ）説明用の資料をWord、PowerPoint等で作成し、パソコン等必要な機器は持参すること。

（ウ）説明用資料は、提出された企画提案書と同内容のものとし、審査会からの求めがない限り、加筆や修正、追加で資料を配付することはできないものとする。

カ 審査方法

（ア）すべての提案者からのプレゼンテーションと質疑応答の終了後、各審査委員は評価基準に基づき、総合的に評価・審査を行う。

①提案評価：委員1人当たり100点満点、委員6人で600点満点

②価格評価：1提案者当たり50点満点（※事務局で評価を行う）

③業績評価：1提案者当たり10点満点（※事務局で評価を行う）

⇒ 総合評価点：660点満点

（イ）企画提案書等に【評価基準】に基づく記載がなく、かつプレゼンテーションにおいても説明がない、または説明内容が実施要領に合致せず、かつ代替案の説明もない評価項目は0点とする。

（ウ）各審査委員の審査結果を集計後、総合評価点の高いものから順に優先交渉権者及び次点候補者を決定する。

（エ）審査の結果、最高総合評価点の者が2提案者以上ある場合は、参考見積が安価な者から順に優先交渉権者及び次点候補者を決定する。また、参考見積の額が同額だった場合は、審査委員の合議の上で優先交渉権者及び次点候補者を決定する。

（オ）審査の結果、最低評価点（総合評価点の合計が660点であるため、7割の462点を超えていること）を満たしている場合に限り、優先交渉権者として決定する。

(3) 審査結果の通知・公表

ア 審査結果は、審査会終了の翌日から10日以内に、審査の対象となった事業者あてに通知する。

イ 優先交渉権者の名称、所在地及び総得点、その他事業者の総得点（名称は非公開）を市公式ウェブサイトで公表する。

ウ 優先交渉権者に選定されなかった事業者に対しては、選定されなかったこと及びその理由（非選定理由）を書面で通知する。通知を受けた事業者は書面で非選定理由についての説明を求める

ことができる。

8 優先交渉権者との協議

審査の結果、優先交渉権者は市と仕様及び価格等の細目について協議を行うものとする。この場合、市は必要に応じて優先交渉権者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるものとする。ただし、優先交渉権者との間で協議が整わない場合は、次点候補者と協議を行うものとする。

9 契約の締結

市と優先交渉権者との協議が整った場合、大崎市契約規則（平成18年規則第68号）に基づき随意契約を締結する。

なお、契約については、提案内容と市の意向について優先交渉権者と協議調整を行った上で締結する。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格若しくは無効とする。

- (1) プロポーザル審査委員に直接または間接を問わず接触を求めた場合
- (2) 審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合
- (3) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした場合
- (5) 応募者が2つ以上の提案書を提出した場合
- (6) 応募者が他の応募者の代理をした場合
- (7) プレゼンテーションの指定した時間に遅れた場合、または出席しなかった場合
- (8) 事業費の上限金額を超えた参考見積書を提出した場合
- (9) その他、審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合

11 その他

- (1) 本事業において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 参加表明書がその提出期限までに到達しなかった場合及び企画提案書の提案者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出することはできないものとする。
- (3) 応募に要するすべての費用は、応募事業者の負担とする。
- (4) 市は、提出者に無断で、提出された企画提案書を提案資格の確認及び企画提案書の特定及びその結果の公表以外の目的に使用しない。ただし、大崎市情報公開条例(平成19年大崎市条例第3号)に基づく開示請求があった場合は、原則公開する。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正な行為をした場合は、その者に対して指名停止その他の措置を講じることがある。
- (6) 提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の法令によって保護される第三者の権利の対象になっている物品、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則としてその提案を行った参加事業者が負うものとする。

(7) その他定めのない事項については、市が定める手続きに従うものとする。

12 スケジュール

全体スケジュールと候補者決定までの手順

No.	実施予定月	内容
1	令和7年6月5日(木)	実施要領の公告開始
2	令和7年6月5日(木)～令和7年6月13日(金)	参加表明関係質問受付期間
3	令和7年6月18日(水)～令和7年6月24日(火)	参加表明受付期間
4	令和7年6月30日(月)	参加資格確認結果通知
5	令和7年6月30日(月)～令和7年7月7日(月)	企画提案書関係質問期間
6	参加資格確認結果通知の到着した日から 令和7年7月28日(月)まで	企画提案書の提出期間
7	令和7年8月25日(月)	第2回プロポーザル審査委員会 (大崎市役所)
8	令和7年8月下旬	プロポーザル審査委員会審査結果通知